

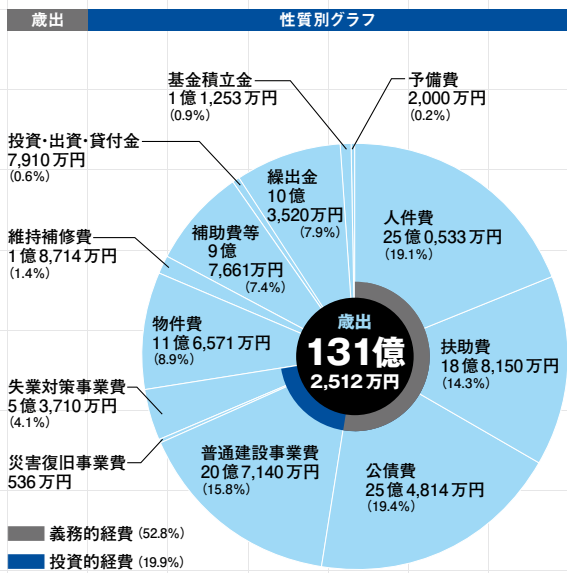


一般会計 ▶▶▶ 歳出

歳出	目的別グラフ
議会費 1億1,445万円 (0.9%)	
総務費 13億6,182万円 (10.3%)	
民生費 38億2,988万円 (29.2%)	
衛生費 8億4,831万円 (6.5%)	
労働費 5億5,214万円 (4.2%)	
農林水産業費 3億5,033万円 (2.7%)	
商工費 3,078万円 (0.2%)	
土木費 19億9,895万円 (15.2%)	
消防費 3億4,453万円 (2.7%)	
教育費 9億8,660万円 (7.5%)	
災害復旧費 536万円	
公債費 25億4,814万円 (19.4%)	
諸支出金・予備費 1億5,383万円 (1.2%)	

歳出
義務的経費5割超える

▼「性質別」と「目的別」の2つのグラフは、共に一般会計の歳出を表したグラフです。目的別歳出では、行政サービスの水準や行政上の特色などを知らることができます。性質別歳出には、支出が義務づけられている「義務的経費」と行政水準の向上にかかる経費の「投資的経費」があります。福智町の「義務的経費」は約69億3千万円で全体の50%を超え、硬直した財政状況を示しています。そのうちの公債費（借金を返すお金）は約25億5千万円（19.4%）をしめています。この歳出を前年度の予算と比較した場合、公債費が約1億7千万円の増額、普通建設事業費が約4億4千万円の減額、人件費が約1億7千万円の減額となっています。今後も事業の選択と集中を行い、計画的な経費削減を図りながら、より効果的で効果的な行政運営を推進してまいります。



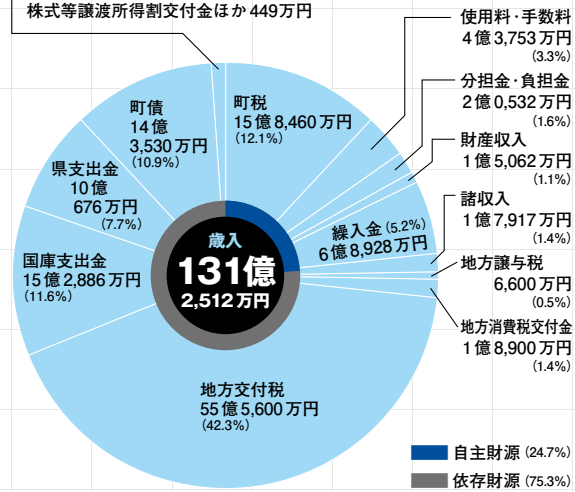
前年度より約4億7千万円を削減し 平成18年度比較では約22億2千万円減 緊縮型予算を継続

平成20年度一般会計予算 131億2,512万円

行財政改革大綱に基づいて行革を推進する平成20年度は、前年度よりさらに支出を抑えた緊縮型予算（前年度比△3.5%）で最大限効果的なまちづくりを進めます。20年度末の地方債（借金）残高は前年度末に比べ約9億円減額の238億円、基金の総合計残高は120億円が見込まれています。

一般会計 ▶▶▶ 歳入

利子割交付金…730万円(0.1%) 配当割交付金…710万円(0.1%)
自動車取得税交付金…4,870万円(0.4%) 地方特例交付金…2,330万円(0.2%)
交通安全対策特別交付金…579万円(0.1%)
株式等譲渡所得割交付金ほか449万円



町の自主財源は約2割

▶一般会計の歳入は、前年度より約4億7千万円減少し131億2千512万円となっています。前年度は約11億円を取り崩す計画だった町の基金ですが、本年度は約7億円の取り崩しに抑え、このうち減債基金を約5億3千万円取り崩して財源不足に充てています。予算規模は縮小しましたが、繰入金（基金取り崩し）で不足分を補う予算編成は依然として変わらず、厳しい財政状況を表しています。また、歳入は「自主財源」と国や県などに頼った「依存財源」に大きく分けられますが、この自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性が確保できます。福智町の自主財源は全体の約25%にとどまっており、この数字が財政基盤の弱さを示すかたちとなっています。さらに、自主財源のうちの繰入金は基金を取り崩した金額なので、その分を除いた自主財源は、全体の19.3%しかありません。

用語説明

- ▶**一般会計と特別会計**：地方公共団体の会計には、一般会計と特別会計があります。一般会計は、基本的、全般的な経費を処理する会計です。特別会計は、特定の事業を行うために、特定の歳入・歳出を一般会計と区分して処理するための会計です。
- ▶**歳入**：地方公共団体が、その仕事を行うために必要な経費を賄うのが収入で、その団体の会計年度における一切の収入を歳入といいます。▶**町税**：住民の皆さんに納めているたぐい税金です。▶**町民税**：固定資産税、たばこ税、軽自動車税など。▶**地方交付税**：市町村の財政力に応じて国から交付されるお金で、普通交付税と特別交付税があります。団体間の財政力の不均衡をなくし、一定の行政サービスが行えるよう、国税（所得税、法人税、酒税、消費税及びたばこ税）として集められた財源のうち、一定割合の額を地方公共団体に再配分するものです。▶**町債**：町債の借入金（借金）で償還が2年以上に渡るものです。公共施設建設のように一時的に多額の経費を必要とし、かつ長期間に渡って利用できるもの財源として充てられます。▶**国庫支出金**：市町村が行う特定の事業に対して国から交付されるお金で、国庫負担金、国庫補助金、国庫委託金の3つに分類されます。▶**県支出金**：市町村が行う事業に対して県から交付されるお金で、通常は用途が特定されます。▶**繰入金**：積立金・基金の取り崩し金や他の会計から繰り入れたお金です。
- ▶**性質別歳出**：地方公共団体の経費を性質別に分類するもので、義務的経費、投資的経費、その他の経費に区分されます。義務的経費は、人件費、扶助費、公債費で、支出が義務づけられている経費です。投資的経費は、道路や公共施設の建設といった行政水準の向上にかかる経費で、普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費から構成されます。▶**人件費**：報酬や給与などです。▶**物件費**：賃金、旅費、交際費、需用費など消費的性質をもつ経費です。
- ▶**維持補修費**：道路や公共施設などを管理するために必要な経費です。▶**扶助費**：社会保険制度の一端として、高齢者、児童、心身障害者などに行う支援のための経費です。▶**補助費等**：町から他の団体などに対して行政上の目的で支払う経費です。報償費、講師謝金等、役務費、保険料、負担金・補助金及び交付金、助成金等、などが該当します。▶**普通建設事業費**：道路や公共施設の新増設に必要なとされる経費です。▶**災害復旧事業費**：災害で被災したものを復旧するための経費です。▶**失業対策事業費**：臨時に就職の機会を与えることを目的に、建設事業などを行うための経費です。▶**公債費**：町の借入金などを償還するための経費です。▶**積立金**：財政運営を計画的にするため、財源変動に備えて積立する経費です。▶**繰入金**：一般会計、特別会計、基金の間で、相互に資金運用するための経費です。
- ▶**目的別歳出**：地方公共団体が行う事業を目的別に分類するもので、行政サービスの水準や行政上の特色などを知らることができます。▶**義務的経費**：議会費、議会運営の経費です。▶**議務費**：議会運営の事務などに関する経費です。▶**民生費**：障害者、高齢者に対する福祉や子育て支援などの経費です。▶**衛生費**：環境保、疾病予防、健康増進などの経費です。▶**農林水産業費**：農林業振興のための支援や生産基盤整備等の経費です。▶**商工費**：商工業や観光の振興のための経費です。▶**土木費**：道路や河川、施設建設など社会資本整備のための経費です。▶**教育費**：教育や生涯学習の充実、文化・スポーツ振興などの経費です。▶**公債費**：事業を行うために借りたお金（町債）の元金・利子や一時借入金の利子を支払う経費です。▶**諸支出金**：他の支出科目に含まれない経費をまとめた科目です。各基金の積立金、土地取得費等があります。▶**予備費**：予算編成で予期しなかった支出に対応するための科目です。